

銀年

銀座でわかる年々

# 情報(第47号)



平成31年2月28日

745-0031 周南市銀南街21 銀南ビル2階  
銀座社会保険労務士法人 社会保険労務士 吉国 智彦 井上 隆興  
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565  
E-mail: ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp  
<https://ginza-syaroushi.com>

宮島の焼牡蠣：二つで450円は高いが、でもうまい！（平成31年2月24日）



# 外国人への社会保険の恩恵

## 1 健康保険等の改正

報道によると、「外国人労働者の増加に対応するため、健康保険を使える扶養親族を原則として国内居住者に限ることを柱とする健康保険法の改正案を閣議決定<sup>(注)</sup>。外国人による医療保険制度の不正利用防止が狙いで、2020年4月に施行予定。公的年金加入者の配偶者が3号被保険者として保険料負担なしに国民年金を受け取る場合も国内居住が要件。現在の健康保険には国内居住要件がなく、海外に住む扶養親族も利用できる。だが、海外では血縁関係や扶養実態の確認が難しく、不正利用の可能性が指摘されている。4月の新在留資格創設で外国人労働者の急増が見込まれることから、要件の厳格化に踏み切った」とされています（平成31年2月16日）。

(注) 内閣の意思決定が当然必要とされる事項（法律案、予算案の決定等）や重要な政策に関する事項等については、閣議決定の形式が採られています。全員一致を原則とし、大臣が署名しており、伝統的に花押(かおう=書き判)が用いられています。

## 2 正確にいうと

前項報道は、制度を知らないまま急いで記事化することから、無理もないといえますが、正確ではない報道です。

「3号被保険者として保険料負担なしに国民年金を受け取る」という部分は誤りで、正しくは、各自（各家庭）の負担はなく、厚生年金保険全体で負担をしています（図）。また、国民年金を受け取るとの表現はまずく、老齢基礎年金等を受給する場合も国内居住を要件とするが正しい表記です。揚げ足取りに聞こえますでしょうか。しかし、専門家からすると、この誤りは許容水準を越えており、被保険者に誤解を与えます。

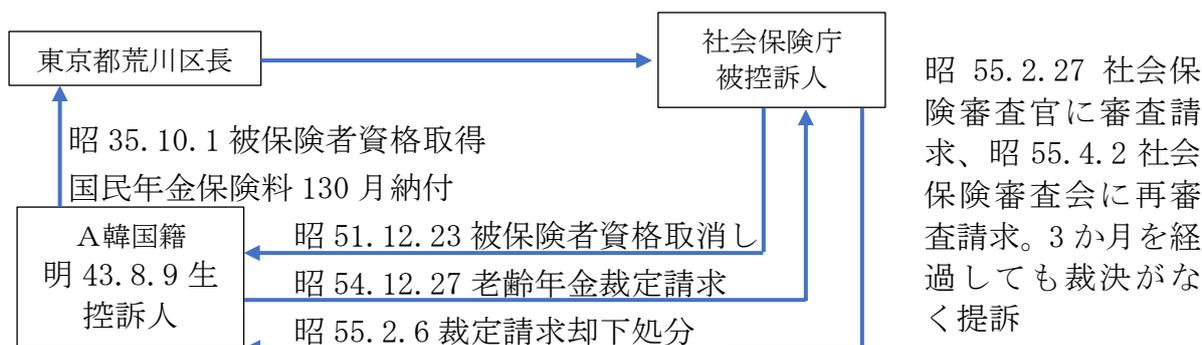
【図】第3号被保険者の保険料負担



## 3 国籍要件

元社会保険庁職員として、今回の改正から思い出される事件があります。国民年金は、当初、国籍要件があり、外国人は適用対象外となっていました。その後、難民の地位に関する条約等への加入に伴う法律改正により、昭和57年1月1日から国籍要件を撤廃して今日に至っています。

## 4 事案の概要



外国人であるAは、国民年金の強制加入被保険者として取扱われ、昭和 36 年 4 月から昭和 47 年 7 月までに保険料 33, 100 円を納付、昭和 51 年 10 月 7 日、老齢年金の裁定請求手続をしようとした際、外国人であることがわかり、社会保険庁は、遑って被保険者資格の取消し、その後の老齢年金裁定請求を却下したものです。

年金を支給する又は不支給とする決定は、行政処分であり、裁判所は違法な行政処分を取消しすることができますから、Aは、取消しを求めて提訴、東京地裁は外国人であるから被保険者資格がないとして、Aの請求を棄却しました。

## 5 判決

控訴され、東京高裁は、「国民年金加入手続にAに責めるべき事情がない、Aは、国民年金被保険者の資格があると信じ、老齢年金等の給付を期待し信頼して保険料の支払を続けたこと、Aがそのように信じたことをあながち軽率であったとはできない。保険料負担と老齢年金等の給付はある程度対価的關係にあるから、Aの信頼は法的保護を要請される。信義衡平の原則に従うとAと行政当局間で生じた信頼関係を行政当局が覆すことができるのは、やむを得ない公益上の必要がある場合に限られ、国籍要件をあらゆる場合に維持・貫徹することは、やむを得ない公益上の必要には当らない。従って、老齢年金の裁定請求を却下した処分は違法で取消されるべきものとししました」（東京高判昭 58. 10. 20 判時 1092-31）。

この判決に対し、社会保険庁は、上告をせず、他の同種の事案も解決が図られることに繋がっていきました。

誤った処理をしたならば年金を支給するなどとは、法令に書いてないわけで、どのように解釈すべきかが問われた事案です。「信義衡平の原則」という解釈論による先駆的な判例の一つです。

国籍は、各種の分野で問題になり得るのです。

当法人では、遺族年金・障害年金などの審査請求・再審査請求手続きの代行を承っています。

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階  
 銀座社会保険労務士法人 社会保険労務士 吉国 智彦 井上 隆興  
 TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565  
 E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp  
<https://ginza-syaroushi.com/>